

知多都市計画地区計画の変更（美浜町決定）

南知多都市計画河和西谷地区計画を知多都市計画河和西谷地区計画に改める。

名 称		河和西谷地区計画						
位 置		知多郡美浜町大字河和字西谷の一部						
面 積		約 3. 6 h a						
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標		本地区は、県道野間河和線及び知多東部線の交差部に位置する知多厚生病院及び周辺の住宅地を含む区域で、医療環境とそれを取り巻く住宅地の調和のとれた良好な市街地形成を図る。					
	土地利用の方針		本地区を二つの地区に分け、次のような土地利用を進める。 病院地区では総合病院の医療環境に寄与する土地利用を充実させる。 住居地区では、主に戸建住宅による良好な住環境の維持増進を図る。					
	地区施設の整備方針		病院地区としてふさわしい、歩行者に安全で落ち着いた環境をつくるため、道路の歩道設置や公共空地の整備を行うと共に、住居者の利便性、安全性の向上のため道路を整備する。					
	建築物等の整備方針		医療環境に寄与する環境の充実に沿った建築物の整備を促進するため、用途の制限、壁面の位置の制限、垣またはさくの構造の制限を定め、住居地区では、更に建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度を定める。					
地区整備	地区施設の配置及び規模		道 路		名 称	幅 員	延 長	配 置
			道路 1 号		9 m	約 125m	計画図表示のとおり	
			道路 2 号		4 m	約 250m	〃	
		公 共 空 地		緑道	3 m	約 320m	〃	
建築物等に関する事項	地区の細区分	細区分の名称	病 院 地 区		住 居 地 区			
		細区分の面積	約 1. 7 h a		約 1. 9 h a			
	建築物等の用途の制限		次に掲げる建築物以外は建築してはならない。 (1) 病院		次に掲げる建築物以外は建築してはならない。 (1) 専用住宅			

地区整備計画 に 関 す る 事 項	建築物等の用途の制限	(2) 老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの (3) 共同住宅、寄宿舎又は下宿 (4) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物 (5) 前各号の建築物に付属するもの	(2) 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が 150 m ² 以内のもの（3階以上の部分をその用途に供するものを除く） (3) 病院地区の第2号から第5号に掲げるもの
	建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度		15 10
	壁面の位置の制限	建築物の外壁若しくは、柱の面から敷地境界線までの距離は5メートル以上（ただし、町道4145号線の道路境界線は1.5メートル以上、緑道の道路境界線は3メートル以上）とする。	
	かきまたはさくの構造の制限	1 敷地境界線から1メートル未満の距離に存するかきまたはさくは、高さ（敷地地盤面からの高さをいう。以下同じ。）が2メートルを超えてはならない。ただし、生垣及びフェンスその他の透視性のある鉄柵等（基礎を有する場合にあっては、基礎の高さが0.6メートル以下のものに限る。以下「生垣等」という。）にあってはこの限りではない。 2 道路境界線から1メートル未満の距離に存するかき又はさくは、生垣等でなければならない。 3 門ペいを設けるときは、その高さが1.5メートル以下、袖の長さが左右それぞれ2メートル以下のものでなければならない。	

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

都市計画区域の再編に伴い、名称を変更するものである。